

第 2 章 意匠審査の手順

1. 意匠登録出願に係る意匠の認定

(1) 概要

審査官は、出願された意匠が新規性、創作非容易性等の登録要件を満たしているか否かを判断する前提として、意匠の内容を把握し、理解する必要がある。これを意匠の認定という。

(2) 意匠の認定

出願された意匠の認定において、審査官は、その意匠の属する分野における通常の知識（当業者の知識）に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断する。

意匠法第 15 条第 1 項で準用する特許法第 43 条第 2 項の規定により提出された証明書類等（以下、「優先権証明書類等」という。）、意匠法第 4 条第 3 項の規定により提出された証明する書面、及び特徴記載書については、意匠の認定の基礎となる資料とはしない。

願書の記載及び願書に添付した図面等が補正されている場合は、審査官は、補正の内容についても、十分に理解する。

(3) 意匠の認定の際の留意事項

審査官は、出願された意匠の認定の際に、願書の記載又は願書に添付した図面等に記載不備を発見した場合は、当該記載不備が具体的な意匠を認定する上で合理的に善解し得るか否かを判断する。

なお、審査官は、出願人が創作範囲外と考える部位の開示がなされていない場合であっても、開示された範囲を意匠登録を受けようとする部分と捉えることで、一の創作の内容が特定できる場合は、意匠が具体的なものであると判断する。

2. 先行意匠等の調査

審査官は、出願された意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第 3 条第 1 項各号及び第 2 項、同第 3 条の 2）、先願の要件（意匠法第 9 条）及び関連意匠の要件（意匠法第 10 条）の判断に資する先行意匠等を発見するために、先行意匠等の調査を行う。

なお、審査官は、出願された意匠の属する分野を特定することができないときは、先行意匠等の調査に先立ち、工業上利用することができる意匠に該当するかどうか（意匠法第 3 条第 1 項柱書）、二つ以上の意匠が包含されていないかどうか（意匠法第 7 条）、組物の意匠の場合は、組物の意匠と認められる要件を満たしているかどうか（意匠法第 8 条）、内装の意匠として認められる要件を満たしているかどうか（意匠法第 8 条の 2）について検討し、拒絶理由を発見した場合は拒絶理由を通知する。

2.1 参考文献

出願された意匠の新規性、創作非容易性等の判断に資する先行意匠等が掲載されている審査資料を参考文献という。

審査官は、出願された意匠と意匠全体として又は各部の形状等において共通する点が認められる先行意匠等を発見し、それが掲載されている審査資料を参考文献として記録する。

また、審査官は、出願された意匠及びその意匠の属する分野を理解するための参考とした先行意匠等が掲載されている審査資料がある場合にも、参考文献として記録する。

2.2 先行意匠等の調査の手法

- (1) 出願人が意匠登録出願を行う際は、出願人がその意匠において重要と考える形状等や、その物品、建築物、画像（以下これらをまとめて「物品等」という。）において重視される部分についての説明を記載することは必須の記載事項として求められていない。よって、審査官は、まず、先行意匠等の調査における審査資料の範囲の設定や参考文献の抽出のために、先行意匠等の調査に先立って、願書の記載及び願書に添付した図面等に基づき、自らその意匠の形状等について注意を引く部分や注意を引く程度を推測する。その推測においては、特徴記載書が提出されている場合は、特徴記載書の内容も参考にする。
- (2) 審査官は、意匠登録出願、公知資料（国内外の図書、国内外の雑誌、国内外のカタログ、国内外の特許庁の意匠公報、インターネット上のウェブページ）、公開特許公報及び登録実用新案公報等の審査資料を対象として、先行意匠等の調査を行う。
- (3) 審査官は、審査官としての知識、経験及び出願された意匠の属する分野における過去の意匠登録出願の審査判断に基づき、調査すべき審査資料の範囲を設定し、出願された意匠と関連性の高い分野から優先して調査を行う。また、案件ごと、必要に応じ、以下の「調査範囲拡大の例」のように、調査範囲を拡大して調査を行う。

＜調査範囲拡大の例＞

- ① 審査官は、出願された意匠の意匠に係る物品等と用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品等が含まれる可能性がある日本意匠分類又はロカルノ協定（注）が定める意匠の国際分類（以下「国際意匠分類」という。）がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。
（注）正式には、千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定。
- ② 審査官は、出願された意匠の構成要素が表されている可能性がある日本意匠分類又は国際意匠分類がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。
- ③ 審査官は、出願された意匠が部品の意匠又は物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であり、その部品又は「意匠登録を受けようとする部分」の形状等を一部に有する先行意匠が含まれる可能性がある物品等を含む日本意匠分類又は国際意匠分類がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。
- ④ 審査官は、出願された意匠の意匠に係る物品等に関連する特許の技術分野があり、その技術分野の公開特許公報及び登録実用新案公報等に当該物品等の形状等が表されている可能性がある場合は、その技術分野に属する公開特許公報及び登録実用新案公報等の調査を行う。
- ⑤ 審査官は、出願された意匠が創作非容易性の登録要件を満たさない可能性がある場合は、必要に応じて、創作非容易性の判断の基礎とする資料の調査を行う。
- ⑥ 審査官は、発見された先行意匠等に参考文献が記録されている場合は、その先行意匠等の参考文献の調査を行う。
- ⑦ 審査官は、意匠登録出願の出願人が過去に意匠登録出願をしている場合は、その過去の意匠登録出願及びその参考文献の調査を行う。

2.3 先行意匠等の調査の終了

審査官は、出願された意匠について、新規性、創作非容易性等を判断するのに十分な先行意匠等が発見されたとき、又は、調査範囲を拡大しても、有意義な先行意匠等が発見する可能性が非常に小さくなったときは、先行意匠等の調査を終了する。

3. 新規性、創作非容易性等の検討

審査官は、先行意匠等の調査にて発見された先行意匠等の内容が、出願された意匠の新規性、創作非容易性等の登録要件（意匠法第 3 条第 1 項各号及び第 2 項、同第 3 条の 2）、先願の要件（意匠法第 9 条）に関する拒絶理由を構成するものであるか否かについて、以下の要領で検討する。

また、審査官は、その他、意匠登録出願が意匠法第 17 条各号に規定された拒絶理由に該当するものか否かについて検討する。

3.1 資料の書誌的事項の確認

審査官は、意匠法第 3 条第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用を検討する場合には、先行意匠等の公知日と出願された意匠の登録要件等の判断の基準日との関係を確認する。（意匠法第 3 条第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用を検討する際には、日のみでなく時分も考慮する。）

審査官は、意匠法第 3 条の 2 及び意匠法第 9 条の規定の適用を検討する場合には、先行意匠（先願の意匠）の登録要件等の判断の基準日及び公報発行日と、出願された意匠の登録要件等の判断の基準日との関係を確認する。また、先行意匠（先願の意匠）の出願人又は意匠権者と、出願された意匠の出願人との関係を確認する。

なお、ここでいう「登録要件等の判断の基準日」とは以下のいずれかの日のことをいう。

- (1) 出願日
- (2) パリ条約による優先権等の基礎となる第一国への最初の出願の日
- (3) 分割出願、変更出願の場合のもとの出願の出願日
- (4) 補正却下後の新出願の場合の補正書の提出日

審査官は、発見された先行意匠が、新規性の喪失の例外（意匠法第 4 条第 1 項又は第 2 項）の規定の適用を受けようとする公開意匠であるときは、新規性喪失の例外の規定の適用の申請が所定の要件を満たしているか否かを確認する。

3.2 新規性等の判断における意匠の類否判断

審査官は、新規性（意匠法第 3 条第 1 項各号）、先願（意匠法第 9 条）、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第 3 条の 2）に関する拒絶理由を検討する際の、先行意匠と出願された意匠との対比及び判断は、主に以下の点に留意して行う。

- (1) 出願された意匠と拒絶理由の通知において引用する先行意匠（以下「引用意匠」という。）の類否判断は、需要者（取引者を含む）を判断主体とする。
- (2) 出願された意匠と引用意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であるか否かを判断する。この場合、物品等の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、物品等の用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品等であれば、物品等の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。
- (3) 出願された意匠と対比可能な程度に十分に引用意匠が表されていることを確認し、出願された意匠と引用意匠を対比し、意匠に係る物品等の全体の形状等（基本的構成態様）及び各部の形状等における共通点及び差異点を認定したうえで、さらに共通点及び差異点の個別評価を以下の①と②の観点から行う。
 - ① その形状等を対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価
 - ② 先行意匠群との対比に基づく注意を引く程度の評価
物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠については「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、位置、大きさ、範囲、形状等の共通点及び差異点を認定したうえで、さらに共通点及び差異点の個別評価を行う。
- (4) 両意匠の全ての共通点及び差異点を総合的に観察した場合に、意匠全体として需要者（取引者を含む）に対して異なる美感を起こさせるか否かを判断する。

3.3 創作非容易性の判断

審査官は、創作非容易性（意匠法第 3 条第 2 項）の判断は、出願された意匠が、先行する公知の形状等に基づいて、容易に創作をすることができたものであるか否かを検討することにより行う。

創作非容易性の判断は、主に以下の点に留意して行う。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）を創作非容易性の判断主体とする。
- (2) 創作非容易性の判断の基礎となる資料が、公知の形状等、画像又は意匠であること、又は、頒布された刊行物に記載され、若しくは電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等、画像又は意匠であることを確認する。
- (3) 当業者にとってありふれた手法によって創作された意匠であると判断する場合は、それを示す具体的な事実の証拠を確認する。

3.4 意匠法第 17 条各号に該当するか否かの判断

審査官は、意匠登録出願が意匠法第 17 条各号に規定された拒絶理由に該当するものか否かについて検討する。例えば、審査官は、出願された意匠に不登録事由があるかどうか（意匠法第 5 条各号）、意匠登録出願が経済産業省令で定めるところにより意匠ごとに出願されたものかどうか（意匠法第 7 条）、関連意匠として出願されたものである場合は、関連意匠として意匠登録を受けるための要件を満たすかどうか（意匠法第 10 条）等について検討する。

4. 拒絶理由の通知（国際意匠登録出願を除く）

審査官は、拒絶理由を発見した場合には、出願人に対し、拒絶理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書の提出の機会を与える（意匠法第 19 条において準用する特許法第 50 条）。

なお、その期間が経過した後であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、期間の延長を請求することができる（意匠法第 68 条第 1 項で準用する特許法第 5 条第 3 項）。

4.1 拒絶理由の通知を行う際の留意事項

審査官は、拒絶理由の通知を行う際には、主に以下の点に留意して、出願人が拒絶理由の主旨を明確に理解できるように具体的に指摘する。

- (1) 拒絶理由は、出願人が理解しやすいようにできるだけ平明な文章で、要点をわかりやすく記載する。
- (2) 審査官は、意匠が具体的なものではなく、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないことが明らかな意匠については、願書の記載及び願書に添付した図面等における不備の箇所及びその理由を具体的に示す。
- (3) 審査官は、出願された意匠が意匠法第 3 条第 1 項各号、同第 3 条の 2、同第 9 条第 1 項の規定に該当し、新規性、先願等の要件を満たさない場合は、拒絶理由通知書に審査判断の理由を具体的に示す。また、引用意匠の特定にあたっては、引用意匠の出典がわかる情報（文献名、発行日、号、巻、掲載頁、掲載位置等）を記載する。その際、出願された意匠が部品の意匠又は物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合は、必要に応じて対比、判断をするための引用部分を明示する。

なお、審査官は、出願された意匠が意匠法第 3 条の 2 の規定と意匠法第 9 条第 1 項の規定に同時に該当する場合（出願された意匠と先願の意匠が同一又は類似の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であり、それぞれの出願人が同一でない場合）は、審査実務上、意匠法第 3 条の 2 の規定を適用する。

ただし、審査官は、先願が秘密にすることを請求した出願であり、その秘密請求期間の経過後の意匠公報の発行を待ってから、意匠法第 3 条の 2 による拒絶理由を通知する必要がある場合は、審査の迅速化の観点から、その秘密請求期間の経過後の意匠公報の発行を待たず、意匠法第 9 条第 1 項による拒絶理由を通知する。

- (4) 審査官は、出願された意匠が意匠法第 3 条第 2 項の規定に該当し、創作非容易性の登録要件を満たさない場合は、拒絶理由通知書に審査判断の理由を具体的に示す。その際、提示を要しないほど明らかな場合を除き、創作非容易性の判断の基礎となる資料及び当業者にとってありふれた手法によって創作された意匠であることを示す具体的な事実を提示する。

審査官は、創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示にあたっては、出典がわかる情報（文献名、発行日、号、巻、掲載頁、掲載位置等）を記載する。

なお、審査官は、意匠法第 3 条第 2 項の規定は、出願された意匠が、第 3 条第 1 項各号に規定する意匠に該当しない場合に限り適用する。

- (5) 審査官は、意匠登録出願が意匠法第 7 条に規定する一意匠一出願の要件を満たさない場合は、拒絶理由通知書に経済産業省令で定めるところにより意匠ごとにされているものとは認められない理由を具体的に示す。
- (6) 審査官は、意匠登録出願がその他の拒絶理由に該当する場合は、その理由を具体的に記載する。

4.2 出願人との意思疎通の確保

- (1) 審査官は、迅速、的確な審査に資すると認められる場合には、出願人との意思疎通を確保するための補助的な手段として、電話、ファクシミリ、面接等を活用し、出願人に対して丁寧でわかりやすい対応に努める。面接等は『面接ガイドライン【意匠審査編】』に基づいて行い、手続の透明性を確保すべく面接記録又は応対記録を作成する。なお、意匠登録出願に代理人がある場合は、原則として代理人と面接等を行う。

なお、審査官は、意匠に係る物品等の全体の形状等の開示がなされていない場合に、開示された範囲を意匠登録を受けようとする部分と捉えることで、一の創作の内容が特定できる場合等、拒絶理由に該当しない場合は、開示されていない部分について出願人の意図を確認したり、補正を促したりするための対応は行わない。

- (2) 審査官は、担当が変更されても、審査の継続性を維持、確保する運用が行われるようにする。もし、前任の審査官と異なる判断をする場合には、特に出願人との意思疎通に留意する。

5. 協議指令（国際意匠登録出願を除く）

同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があった場合、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第 9 条第 2 項前段の規定に該当し、意匠法第 9 条第 4 項の規定による協議指令の対象となる。

5.1 協議指令を行う際の留意事項

審査官は、協議指令を行う際には、以下の点に留意する。

- (1) 同一又は類似の意匠について同日にされた他人による意匠登録出願の取扱い
- ① 意匠法第 9 条第 4 項の規定により各意匠登録出願人に特許庁長官名で協議を指令する。
 - ② 指定期間内に協議の結果の届出があった場合には、協議により定めた一の意匠登録出願人の意匠登録出願についてのみ意匠登録をすべき旨の査定をする。
 - ③ 指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合には、意匠法第 9 条第 5 項の規定により協議が成立しなかったものとみなし、各意匠登録出願人に意匠法第 9 条第 2 項後段の規定により拒絶理由を通知する。
- (2) 同一又は類似の意匠について同日にされた同一人による意匠登録出願の取扱い
- ① 意匠法第 9 条第 4 項の規定により意匠登録出願人に特許庁長官名で協議を指令する。ただし、同一人の場合には、協議のための時間は必要ではないと認められることから、特許庁長官名の協議指令と同時に意匠法第 9 条第 2 項後段の規定に基づく拒絶理由を通知する。

②指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合は、意匠法第 9 条第 5 項の規定により協議が成立しなかったものとみなし、各意匠登録出願に対し、先に通知した意匠法第 9 条第 2 項後段の規定による拒絶理由により拒絶をすべき旨の査定をする。

(3) 協議対象の一部の意匠登録出願にのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われ、協議の結果の届出がない場合の取扱い

審査官は、協議対象となった一部の意匠登録出願についてのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われても、それによって直ちに協議が成立したものとみなすことはできず、指定期間の満了まで、協議の結果の届出を待たなければならない。

協議対象の意匠登録出願それぞれについて協議の結果の届出が原則必要であり、指定期間を経過しても協議の結果の届出がない場合は、意匠法第 9 条第 5 項の規定により協議が成立しなかったものとみなすことができるが、指定期間内に協議対象の意匠登録出願に係る意匠について本意匠あるいはその関連意匠とする補正が行われていたり、協議対象の意匠登録出願の一方が既に取り下げられたり、放棄されているものについては、その補正あるいは出願取下げ又は出願放棄の手続によって協議の理由が解消しているので、審査官は協議が成立しなかったものとはみなさない。

6. 国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報

審査官は、国際意匠登録出願が我が国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合、拒絶の通報を行う（ジュネーブ改正協定第 12 条(1)及び(2)）。

6.1 拒絶の通報

審査官は、拒絶の通報を行う際には、以下の点に留意する。

(1) 国際意匠登録出願が我が国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合には、以下の場合が含まれる。

- ① 当該国際意匠登録出願が拒絶理由（意匠法第 17 条各号）を有する場合
- ② 当該国際意匠登録出願が協議指令（意匠法第 9 条第 4 項）の対象である場合
- ③ 当該国際意匠登録出願に関する手続又は処分の確定を待つ必要がある場合
- ④ 当該国際意匠登録出願以外の出願に関する処分の確定を待つ必要がある場合（待ち通知）

一度拒絶の通報を行った場合、以後の手続では、拒絶理由の通知等は拒絶の通報によらず、通常の拒絶理由通知等により行う。

(2) 拒絶の通報は、国際公表後 1 2 月以内に国際事務局に対して行う（ジュネーブ改正協定第 1 2 条(2)(a)、ハーグ協定共通規則第 1 8 規則(1)(b)）。

(3) 拒絶の通報には、その根拠となる全ての理由（注）を記載する（ジュネーブ改正協定第 1 2 条(2)(b)）。また、当該理由に対応する法令の主要な規定について言及する（ハーグ協定共通規則第 1 8 規則(2)(iii)）。

（注）拒絶の通報に記載すべき「全ての理由」は、拒絶の通報を行う時点で提示し得る理由であって、同時に通知することが合理的な範囲のものとする。

(4) 拒絶の通報は英語で行う（ハーグ協定共通規則第 6 規則(3)(i)）。

7. 意見書又は手続補正書が提出されたとき

(1) 意見書又は手続補正書の内容の検討

拒絶理由を通知した後に、意見書又は手続補正書が提出された場合は、意見書を精読し、意見書の内容を十分に理解した上で、意見書において主張されている各事項について検討を行い、また、手続補正書の内容を十分に検討し、先に示した拒絶理由が解消されたかどうかを判断する。

(2) 手続補正書の取扱い

願書又は図面等に対してなされた補正が、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものと認められる場合（以下①②に示す場合）には、当該補正を決定をもって却下する（意匠法第 1 7 条の 2）。補正の却下の決定は、その理由（複数ある場合はその全ての理由）を示して行う。

- ① その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる意匠の同一の範囲を超えて変更する補正
- ② 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとする補正

審査官は、補正が、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものでない場合は、補正後の願書の記載及び願書に添付した図面等に基づいて審査を継続する。

なお、補正は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、することができる（意匠法第 60 条の 24）。

（3）意見書又は手続補正書提出後の拒絶理由の通知

審査官は、意見書又は手続補正書の提出により先に通知した拒絶理由は解消されたが、他に拒絶理由を発見したときは、改めて拒絶理由を通知する。

8. 査定

8.1 登録査定

審査官は、意匠登録出願について拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする。また、意見書又は手続補正書の提出により拒絶理由が解消され、他に拒絶理由を発見しない場合は登録査定をする（意匠法第 18 条）。

登録査定に際しては、出願された意匠について、拒絶理由を構成するには至らないが、以下に示す先行意匠等に該当し、審査において特に参考にしたものについては、その先行意匠等が掲載されている審査資料を参考文献として意匠公報に掲載する。

- （1）出願された意匠と、意匠全体として共通点が認められる先行意匠
- （2）出願された意匠と、形状等の一部において共通点が認められる先行意匠等
- （3）特徴記載書に特徴として記載された形状等に共通点が認められる先行意匠等

8.2 拒絶査定

審査官は、拒絶理由の通知に対する意見書及び手続補正書によっても、拒絶理由が解消しない場合は、すみやかに拒絶査定をする（意匠法第 17 条）。

拒絶査定に際しては、以下の点に留意する。

- （1）拒絶理由が解消されていない具体的な理由がわかるように、平明な文章で記載する。
- （2）意見書において主張されている事項については、拒絶理由の主旨に添って、審査官の判断を明確に記載する。

- (3) 通知した拒絶理由にとらわれて、新たな先行意匠等を引用しなければ拒絶査定を行うことができない場合には、当該先行意匠等も引用し、改めて拒絶理由を通知して、出願人が意見を述べる機会を確保しなければならない。ただし、出願された意匠の分野において、ありふれた形状等であることや当業者にとってありふれた手法であることを補強するための先行意匠等の提示を行うことはできる。